

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、令和三年十二月十五日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降、これまでの積極的な調査特別委員会活動を継続しつつ、刻々と変化する被災地の状況に即応し、的確な実態把握を行うとともに、新型コロナウイルス感染症に注意をしながら、時宜を得た要望・要請活動等を行っていくものとし、特に次の二項目を重点活動等とした。

- 1 被災市町の復旧・復興状況の調査及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- 2 東日本大震災からの復旧・復興の完遂に向けて、現状の課題を整理するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題をはじめ、時間の経過とともに顕在化・深刻化する様々な課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致して意見を聴取した。また、宮城県漁業協同組合、石巻水産復興会議、福島県及び東京電力福島第一原子力発電所に対して調査を実施し、これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

その概要は、次のとおりである。

二 参考人意見聴取

1 令和四年四月二十二日（東京電力フェロー 新妻 常正氏ほか四人）

新妻氏ほか四人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針等について、また、福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策について、さらに、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の現状と今後の取組等について、次のように述べた。

初めに、損害賠償関係については、令和三年九月から東北補償相談センターを仙台事務所に改称し、損害賠償業務等を一元的に担務することで適切に対応を進める体制となっている。また、個人、漁業団体、農業団体及び地方公共団体からの損害賠償請求については、引き続き個別の事情を丁寧に向い対応していきたい。

次に、廃炉作業については、一号機は建屋へのがれき撤去用大型カバー設置に向け、準備工事を開始しており、二号機は燃料取り出し用構台の設置に向けた地盤改良工事を進めている。また、燃料デブリの取り出しについては、令和三年に予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により一年程度遅れているが、二号機の燃料デブリから取り出しを開始することとし、現在、取り出し用ロボットアームの動作確認試験を行っている。一号機については、遠隔ロボットによる格納容器内の調査作業を行っている。さらに、汚染水の対策については、汚染水の発生を抑制するため、建屋の屋根の補修、敷地の舗装、豪雨に備えた排水路の整備、遮水壁の維持及び五号機・六号機サブドレン設備の運用開始等を行っている。

処理水に対する取組等については、海域モニタリングの強化の計画、海洋生物の飼育試験の準備を行っているほか、トリチウムの分離技術を公募し技術設備の評価等を行っている。

そのほか、令和四年三月十六日に発生した福島県沖地震後の福島第一原子力発電所の状況について、SNS

による情報発信に遅れがあり、今後も改善に努めること、また、宮城県産品の需要創出に取り組んでいること、さらに、今後は処理水の理解醸成に向け取り組んでいくことなどを述べた。

最後に、損害賠償に関して、これまで東京電力に至らない点があったことを反省し、今後はこれまでの課題を踏まえ、関係団体の皆様に丁寧に事情を伺いながら枠組みを具体化していくと述べた。

これらの説明に関して委員からは、損害賠償に関する地域や業種ごとの請求内容・支払内訳などを示すこと、処理水の海洋放出により、復興途上の被災地が受けるダメージは大きく、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法についても引き続き検討し、トリチウム等を除去する方法の研究・開発に積極的に取り組むこと及び関係機関や国民に対して透明性のある情報公開・情報発信と説明責任を果たすことを求める意見が出された。

三 県内外調査

本委員会は、令和四年六月九日、同年七月十九日及び同年八月三十一日の三日間、県内外調査を実施した。

被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、宮城県漁業協同組合及び石巻市水産復興会議から、福島第一原子力発電所における処理水の処分に関する風評被害等の現状及び課題について説明を受けたほか、福島県から、主な震災復旧・復興関連事業の概要説明を受けた。また、東京電力福島第一原子力発電所を視察し、廃炉に向けた作業の状況や処理水の保管状況等について説明を受けた。その実施状況は、次のとおりである。

- 1 六月九日 宮城県漁業協同組合（石巻市）、石巻市水産復興会議（石巻市）
- 2 七月十九日 福島県
- 3 八月三十一日 東京電力福島第一原子力発電所（福島県大熊町）

これらの調査時における、調査先の方々からの主な発言は次のとおりである。

1 農林水産物等の風評対策

国が示した「多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」のとおり、処理水の処分方法が海洋放出となった場合、販路の縮小や、買い控え等が課題となる可能性が高いことから、全国の消費者、流通関係者及び食品関係事業者等が正しい理解を得られるように、科学的根拠に基づく情報発信を強化するよう求める声があった。また、処理水の海洋放出後に起きた風評被害への対策だけでは足りず、海洋放出の前から、本県の農林水産物等の安心・安全をPRできるような手を打っていく必要があるとの意見があった。

加えて、処理水の風評被害に対する業種別の賠償基準を早急に示すことや、風評被害があった場合には迅速かつ適切な賠償をすること、また、本県産農林水産物等の輸入規制を行う諸外国に対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう働きかけることを国や東京電力に対して求める声があった。

2 産業・なりわいの復興に向けた支援

原発事故による影響から、現在も完全な風評の払拭には至っておらず、また、国から処理水の処分方法を海洋放出とする基本方針が示されたことにより、現場では風評被害の拡大を危惧し、安心して漁業に従事することができない状況であることに加え、原発事故に起因して東京電力が行う損害賠償では、人件費などの経費が対象外とされていることから、加工業者等も含めた水産業全体の雇用や後継者・人材育成の観点からも、当該経費を対象とすべきであるとの意見があった。

そのほか、国内販路だけでなく輸出に活路を見出したい水産加工業者の風評被害に対する取組への支援や、資金融通の円滑化をはじめとする事業継続に向けた支援及び新たな担い手・新規参入者への支援の拡充を求める声があった。

四 要望（要請）活動

1 復興大臣に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、参考人意見聴取や県内外調査を実施し、課題の把握に努めてきたところである。これらを整理し「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現のため、令和四年十一月十一日に秋葉賢也復興大臣に対して要望活動を実施した。

要望事項については、次のとおりである。

- (一) 東日本大震災復興関連予算の確実な措置
- (二) 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援
- (三) 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策
- (四) 農林水産物等の風評対策
- (五) 放射能に汚染された廃棄物の処理及び除去土壌等の処分
- (六) 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援
- (七) 産業・なりわいの復興に向けた支援
- (八) 被災者支援の継続
- (九) 移転元地の利活用の促進

このうち、「(二) 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援」、「(三) 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策」及び「(四) 農林水産物等の風評対策」を重点要望項目とした。

「(二) 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援」については、原発事故により本県の農林水産業や観光業などの事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであることから、国は東京電力に対し、加害者

としての立場を十分自覚させた上で、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し、損害範囲を柔軟に捉え、地域や期限の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を継続的に行うとともに、賠償請求時の過度な負担を強いることのないよう、強く指導するよう要望した。また、地方自治体の被害対策経費は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方自治体の被害対策の実情を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう要望した。

〔三〕 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水対策については、国は基本方針において、処理水の海洋放出による処分方法等を決定したが、国民・国際社会の理解はまだまだ深まっておらず、本県の水産業をはじめとした各種産業への新たな風評の拡大を懸念していることから、処理水の海洋放出以外の処分方法について継続して検討するよう要望するとともに、復興に向けたこれまでの努力と積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な対策について、対象地域を福島県に限定することなく、国が責任をもって取り組むよう要望した。また、廃炉・汚染水・処理水対策に当たっては、国が前面に立って、正確な情報を迅速かつ分かりやすく、そして丁寧に説明するとともに、安全かつ着実に進めるよう要望した。

〔四〕 農林水産物等の風評対策については、原発事故以降、本県産農林水産物をはじめとする食品が、いまだに完全な風評払拭には至っていないことから、今後も国の責任の下で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者及び食品関係事業者等に対し、食品に含まれる放射性物質の基準値の意味やこれまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるよう確実に普及啓発を行うとともに、本県産農林水産物等の輸入規制を行う諸外国に対し、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう引き続き働きかけることを要望した。また、「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」で協議事項となっている「将来にわたる事業の継続・拡大につながる支援」、「徹底した安全対策による安心の醸成」及び「風評被害への対応」に関する要望事項につ

いて、国の積極的な支援・対応を要望した。

また、意見交換の中では、「(九) 移転元地の利活用の促進」について触れ、移転元地の維持管理等に係る財源措置や地域の実情に合った移転元地の利活用に対する支援を求めた。

これに対して、秋葉賢也復興大臣から、次のような発言があった。

東京電力が賠償を実施するに当たっては、風評対策をはじめ、様々な取組をしている事業者や地方自治体から事情をよく伺い、丁寧な対応を行うことが重要であると考えている。復興庁としても必要に応じて経済産業省に対して、東京電力への指導を適切に行うよう求める。

宮城県の水産業のなりわい維持に向けた対策として、処理水の処分に関連し、令和五年度予算では水産関係対策の拡充を要求している。具体的には、福島県のみを対象としている被災地の担い手の確保に対する支援について、宮城県を含む五県にも対象を拡大することとしており、がんばる漁業についても、収益性の向上を目指す取組を支援するメニューを追加することとしている。他方で、処理水の処分については、国内外の幅広い方々の理解と協力が極めて重要であることから、復興庁としても、風評対策の推進に向けた取組を実施している。政府一丸となって、決して風評被害を生じさせないという強い決意の下、科学的根拠に基づいた情報発信等の風評対策に引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

被災地の農林水産物等の安全性については、関係省庁と連携し、引き続き適切な情報発信に努める。日本産食品等の輸入規制の撤廃については、今後もあらゆる機会を活用し、政府一丸となって、科学的知見に基づいて、当該規制が早期に撤廃されるよう、より一層働きかけを強めていきたい。

2 東京電力に対する要請活動

本委員会は、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全

収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、令和四年十一月九日に、東京電力に対して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

(一) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

(1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

(2) 請求手続の一層の簡素化について

(3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について

(4) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

(二) 原発事故の早期完全収束の実現

(1) 処理水の対策について

(2) 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

このうち、「被害の実態に即した損害賠償の実施について」及び「処理水の対策について」を重点要請項目とした。

前者については、生産者、事業者による賠償請求に関して、東京電力が法令・政府指示等に基づかないことを理由に十分な賠償に応じないなど、消極的な姿勢のままであることを指摘した。その上で、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、生産者、事業者が被っている損害の実態や、原発事故後に新たに強いられている費用負担を十分に斟酌すること、また、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払いに向け、真摯かつ柔軟な対応に努めるとともに、迅速かつ十分な賠償を行うことを要請した。

後者については、原発事故に伴う風評被害が依然として収束しておらず、地域産業に大きな影響をもたらしている中で、東京電力が処理水希釈放出設備等の整備に着手していることや、国の基本方針決定が国内外

の理解を十分に得られている状況にあるとは言えず、安全性や新たな風評への懸念や、これまで積み重ねてきた復興や風評払拭の成果が水泡に帰す懸念があることを指摘した。その上で、海洋放出ありきではなく、海洋放出以外の処分方法について引き続き検討するとともに、トリチウム等を除去する研究・開発に積極的に取り組むことを要請した。また、処理水の海洋放出によって、本県の水産業、農業及び観光業等への新たな風評被害を生じさせないよう、国民・国際社会へ向けた科学的根拠に基づく説明と理解醸成に向けた取組の強化、安全最優先の工事、厳格なモニタリング及び分かりやすい情報発信などを行うとともに、風評の懸念に対する万全な対策の実施、万が一に備えた賠償基準の策定などについても、生産者、事業者等の十分な理解が得られるよう本県の関係団体等の要望も取り入れ、国とともに責任を持って対応するよう要請した。当該重点要請項目の内容について、東京電力から、次のような発言があった。

一点目の「被害の実態に即した損害賠償の実施について」については、生産者、事業者からの請求に対して、法令・政府指示の有無を問わず、請求者が抱えている状況や個別具体的な事情を丁寧に向いながら、被害を受けた方々の立場に立って誠実かつきめ細やかな対応に努める。また、事故の当事者として、事故と相当因果関係のある損害が継続する限り賠償するという考えの下、迅速かつ適切な賠償に取り組む。

二点目の「処理水の対策について」については、トリチウムを分離する技術について、新たな技術動向を継続的に注視していくとともに、福島第一原子力発電所の処理水に現実的に実用化可能な技術があれば、積極的に取り入れていく方針である。また、処理水の取扱いに関しては、広く社会に理解を深めてもらえるよう、安全性の向上、科学的根拠に基づく分かりやすい情報発信、放射性物質のモニタリング強化及び国際原子力機関を含めた第三者の関与による客観性・透明性の確保などに取り組む。そのほか、風評被害が生じた場合には、賠償期間や地域・業種を限定することなく、被害の実態を踏まえ迅速かつ適切に賠償すること、請求者に過度な負担がかからないよう柔軟に対応すること及び関係団体等の意見を伺いながら賠償基準を検

討することなどを述べた。

五 総括

本委員会は、参考人意見聴取や県内外における調査活動等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係る様々な課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、関係機関や国との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

東日本大震災の発災から十一年以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業がほぼ完成し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業をはじめとする各種支援施策が継続的に実施されるとともに、「石巻南浜津波復興祈念公園」や「みやぎ東日本大震災津波伝承館」など、県内各地に震災遺構・伝承施設が完成し、復興完遂に向けて着実に歩みが進められているところである。

一方で、子供からお年寄りまでの被災者の心のケアをはじめ、地域コミュニティの再構築、高齢者の見守り・相談支援や交流の場の確保、震災伝承の取組及び防災集団移転促進事業の移転元土地利用など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化する様々な課題を抱えている状況にあり、令和五年度以降も被災市町が必要とする財政支援や各種制度を確実に講じるとともに、制度の運用に当たっては、地域の実態に即した柔軟な対応が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、使用済燃料プールからの燃料取り出し等の廃炉作業が進められている一方、賠償については必ずしも十分とは言えない状況にある。さらに、従来から本県産品等に対する不安が払拭されず、国内外において、風評等の被害が続いている中、国においては、令和三年四月に処理水の処

分方法を海洋放出とする基本方針を決定し、本県の水産業をはじめとした各種産業への新たな風評の拡大が懸念される。

特に、風評被害の払拭に向けては、本県のみならず国内外の消費者等に対し、本県産品等の安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による国内外を対象とした継続的な取組が必要である。また、処理水の処分に関しても、国民の理解醸成を図るとともに、本県の生産者・事業者の「なりわい維持」に必要な、業種・業態に応じた実効性ある十分な対策が必要である。さらに、近年、全国的に台風、地震及び豪雨等による大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興の取組の中で培った伝承の教訓や知見を広く発信し、後世に確実に継承していくことは、被災県として国内外の防災力向上に貢献するためにも重要である。

東日本大震災からの復興については、令和二年六月に復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁の設置期間が十年間延長されたほか、同年七月には、「令和三年度以降の復興の取組について」が決定され、令和三年度から令和七年度までの五年間が「第二期復興・創生期間」と位置付けられており、今後も、本県として残された事業に全力を挙げて取り組むとともに、東日本大震災の伝承と記憶の風化防止、津波防災教育への対応について、震災遺構やみやぎ東日本大震災津波伝承館等の積極的な活用も含めて主体的に十分な施策を講じていくことが強く求められる。

このような現況の下、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、様々な課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に県及び国等への働きかけを行うためにも、次期においても特別委員会を設置し、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動の在り方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の復興に資す

るべく全力を傾注する必要があると当委員会では考える。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

令和四年十一月二十一日

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 本 木 忠 一

宮城県議会議長 菊 地 恵 一 殿